

# なぜマイナンバーカードは普及しないのか

東京財団政策研究所 研究主幹 森信 茂樹  
中央大学 法科大学院 特任教授

先日世田谷区役所の出張所に住民票の交付をお願いに行った。私はマイナンバーカードを持っているので、所内に設置されている証明書自動交付機で即座に住民票の交付ができると考えていた。しかしその考え方は甘かった。何度カードを入れてもうまくいかない。窓口の人に聞くと、「機械が対応していません。コンビニに行ってください。」という返事が返ってきた。

内閣官房のホームページには、カードがあれば、「コンビニなどで、住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できる」と記載されている。ただしそのあと、「お住まいの自治体によってサービスの内容が異なる場合があります。コンビニ交付を利用できる市区町村と取得できる証明書については別途参照してください」という注がついている。つまり、多くの自治体では、コンビニ交付ということで、自治体の窓口では対応できていないということである。膨大なコストをかけて導入したマイナンバー制度であるが、もっとも基本的な機能ともいうべき住民票の入手にも対応していないのだ。17年3月現在でカードの交付枚数は1,072万枚、わが国全体の有資格者の8.4%で1割にも達していない理由がわかる気がした。

マイナンバーカードの最大のメリットは、「マイナポータル」に接続することにより、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携、つまり異なる行政機関の間で個人情報のやり取りが可能になるということである。ポータルには「自己情報表示」と「お知らせ」の二種類の機能があり、さらに「民間送達サービス」との連携も可能になる。「自己情報表示」機能に情報提供できる機関は、行政機関、年金機構、保険者等に限定されており、本人から提供を求めていくことで情報が閲覧できるプル型となっている。

一方「民間送達サービス」は広く民間に開放されており、本人（利用者）と情報提供者とが合意すると、日本郵便のマイポストなど、マイナポータルと連携したサイトに情報が入り「お知らせ」が表示される。この仕組みをいかに納税者利便につなげていくかが課題となる。

筆者は、ICカードリーダーライターを自腹で購入してポータルを開いてみた。「あなたの情報」というサイト（自己情報表示サービス）から年金や税の情報を求めてみたが、入手できたのは当年分の個人住民税の課税情報だけで、年金情報を入手するには年金ネットの

---

ID番号が別途必要となる。また「お知らせ」をクリックしたが何も入っていなかった。「もっとつながる」にアクセスして民間送達サービスであるMy Postの利用も承認しているのに、情報は入っていない。カードの公的個人認証サービスを活用して、さまざまな公的・民間サービスの利用ができると喧伝されてきたが、実態はそうになっていないのである。

この件について筆者は、経団連や規制改革会議事務局などに、カードの普及には確定申告の医療費控除や生命保険料控除に必要な情報がマイナポータルに入ってくる必要があると言ってきたのだが全く進んでいない。その原因を聞いてみると、「規制が邪魔している

わけではないが、情報連携するためのシステム投資に必要な予算が確保できない」「マイナンバー制度全体を設計・統括する部署がない、内閣官房はがんばっているが権限はなく、権限を持つ各省はバラバラで動かない」という答えが多かった。

安倍政権は、今後デジタルガバメントに必要な法案を作るとのことだが、骨太2018にも「戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバー制度の利活用を進めるとともに、情報連携対象事務の拡充を行う」という記載のみで、やる気は感じられない。莫大なシステム投資をして導入したマイナンバー制度、宝の持ち腐れにしてはならない。